

令和5年度土地改良区体制強化事業（特定被災土地改良区復興支援対策）に係る 公募要領

第1 総則

令和5年度土地改良区体制強化事業（特定被災土地改良区復興支援対策）（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、事業内容等の詳細については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

第2 公募対象補助事業

【目的】

本事業は、令和6年能登半島地震によって被災した土地改良区の業務運営体制を復旧するため、業務書類・機器等の復旧に対する支援を行うことを目的とする。

【事業内容】

本事業は、令和6年能登半島地震によって、業務運営に支障が生じている土地改良区（土地改良区連合を含む。）に対して、業務運営の維持に必要な業務書類・機器等の復旧に要する費用に相当する額（実施要領第6の1の特定被災土地改良区復旧支援助成金をいう。以下同じ。）を事業実施期間中助成するものである。

本事業は、令和5年度予算を令和6年度に繰り越して実施するものであり、その実施期間は、令和6年度及び令和7年度の予定で、公募団体が認定する特定被災土地改良区復興計画（実施要領第6の4の特定被災土地改良区復興計画をいう。以下同じ。）に定められた特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付が終了するまでの間（令和6年4月1日から起算して2年以内）とする。

令和6年度及び令和7年度の事業内容は以下の1から3とする。（別添「特定被災土地改良区復興支援対策の実施手続きフロー」を参照。）

- 1 特定被災土地改良区復興計画の審査及び認定（審査委員会の設置及び開催運営）

【特定被災土地改良区復興計画の内容】

- (1) 被害等の状況
- (2) 土地改良区の業務運営の維持に必要な業務書類・機器等の復旧計画
- 2 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付
助成金交付規程の作成及び助成金交付
- 3 その他本事業の実施に必要な業務

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等の全てを満たすものとする。

- 1 対象団体
民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）
- 2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。

第4 補助対象経費の範囲

- 1 特定被災土地改良区復旧支援助成金
- 2 1の実施に必要な下表の事務費

	項目	内容
1	賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2	報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
3	旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要の旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
4	需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
5	役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
6	委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
7	使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
8	備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入に係る経費
9	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
10	共済費	1及び9に該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
11	補償費	本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
12	資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
13	機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、令和6年度は41,432,000円以内（このう

ち、第4の2に係る経費として1,401,000円以内とする。)、令和7年度は8,000,000円(このうち、第4の2に係る経費として270,000円以内とする。)(想定)以内とし、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を定額により補助する。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがあるとともに、2年目の予算については担保されているものではないため、当該年度の予算成立日以降に通知する。

第7 説明会の開催

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。
日時：令和6年2月29日(木)《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》
場所：Web会議型式で開催予定《参加者に対し別途連絡する。》
- 2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和5年度土地改良区体制強化事業(特定被災土地改良区復興支援対策)に関する説明会出席届」を令和6年2月28日(水)までに第8の4「提出・照会等窓口」へ提出すること。

第8 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類
 - (1) 「令和5年度土地改良区体制強化事業(特定被災土地改良区復興支援対策)に関する課題提案書の提出について」(別紙様式2)
 - (2) 課題提案書(別紙様式3)
 - (3) 事業費内訳(別紙様式4)《本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。》
 - (4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(別紙様式5)
 - (5) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約
 - (6) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類
- 2 提出方法
メール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。
- 3 提出期限
令和6年3月11日(月)午後6時15分まで
(郵送の場合は、令和6年3月11日(月)午後6時15分までに窓口必着とする。)
- 4 提出・照会等窓口
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課団体指導・利用調整班
(北別館5階ドア番号：北513)
TEL：03-3502-8111(代表)
e-Mail：masaki_kuwazu950@maff.go.jp
担当者：課長補佐 高橋 宏昭(カハツ ヒロアキ：内線5475)
団体指導・技術係長 桑津 正輝(クヅ マサキ：内線5475)

第9 課題提案書等の内容等

- 1 課題提案書は、別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。
「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。
なお、課題提案書は日本語で記載すること。また、紙により提出を行う場合

- は、A4版・片面印刷（カラーページがある場合はカラー印刷）とすること。
- 2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問合せを行う場合がある。
 - 3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
 - 4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
 - 5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第10 課題提案書の選定（特定）

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合又は応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない。

第11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ令和6年4月12日（金）までに通知する。
また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

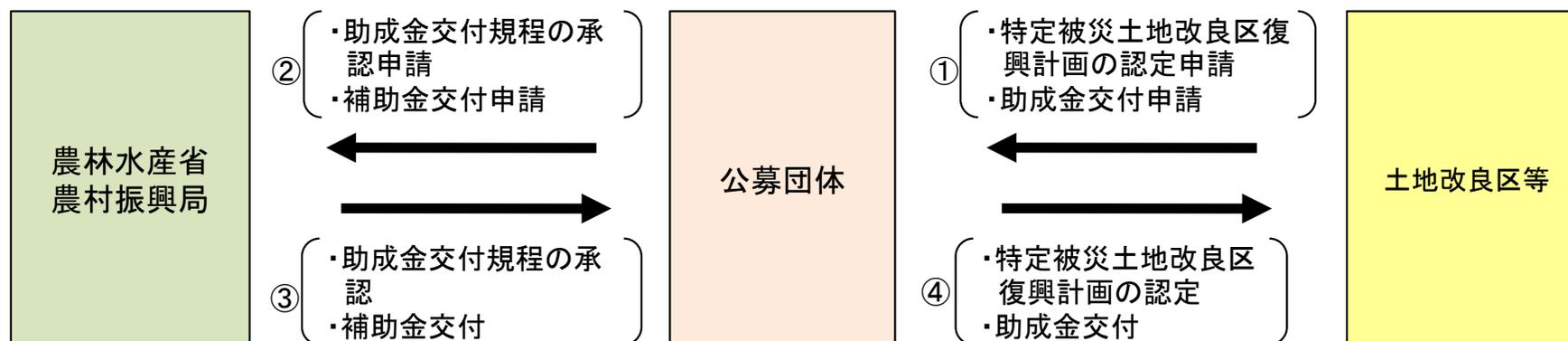
第12 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、実施要綱、実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）に従うこと。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備し保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- 5 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

特定被災土地改良区復興支援対策の実施手続フロー

手続の流れ

【1. 計画認定及び助成金交付】



- ① 土地改良区等は、特定被災土地改良区復興計画（業務書類・機器等の復旧計画）とその計画に応じた助成金交付申請書を作成し、公募団体へ提出する。
- ② 公募団体は、土地改良区等から提出された特定被災土地改良区復興計画を審査する審査委員会（※）の設置及び開催運営を行い、農林水産省に対して公募事業の遂行に必要な補助金の交付申請を行う。また、助成金の交付に必要な規程を作成し、農林水産省へ承認申請を行う。
- ③ 農林水産省は、公募団体からの補助金交付申請に基づく補助金の交付及び公募団体が作成する助成金の交付に必要な規程の承認を行う。
- ④ 公募団体は、土地改良区等に対して特定被災土地改良区復興計画の認定と、その計画の実施に必要な特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付を行う。

※審査委員会の構成員は、関係する地方農政局及び都道府県の職員とする。

【2. 実績報告（事業実施後）】

